

◎日本国政府とスペイン政府との間の貿易協定の延長に関する交換公文

(略称) スペインとの貿易協定の延長取極

昭和四十一年十二月二十三日 マドリッドで

昭和四十一年十一月二十三日 効力発生

昭和四十二年一月十四日 告示

(外務省告示第九号)

目 次

日本側書簡

ページ  
二七九

協定の有効期間延長の了解確認

二七九

スペイン側書簡

二八〇

(日本国政府とペペイン政府との間の貿易協定の延長に  
関する交換公文)

(Japanese Letter)

（日本国政府とペペイン政府との間の貿易協定の延長に  
関する交換公文）

（訳文）

簡便側書  
確認の期間の有  
効協定の延長

書簡をもつて啓上いたしました。本使は、千九百六十六年一月  
「十一」日に署名された日本国政府とペペイン政府との間の貿易  
協定に言及し、同協定第七条の規定にかかわらず同協定を千九  
百六十七年一月一日より十二月三十一日までの一年間延長する  
との両国政府の代表者の間で到達した了解を本国政府に代わつ  
て確認する光榮を有しました。

本使は、閣下が前記のこととを貴国政府に代わつて確認され  
ば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、心より重ねて閣下に向か  
つて敬意を表します。  
千九百六十六年十一月二十一日セマニリッシュ

日本国特命全権大使 関 壱郎

(Signed) Morisaburo Seki  
Ambassador of Japan

外務大臣 フェルナンド・マリア・カスティエリヤ  
マヨル  
Minister of Foreign Affairs,  
Madrid.

Madrid, December 23, 1966.

Excellency,

I have the honour to refer to the Trade  
Agreement between the Government of Japan  
and the Government of Spain signed on  
February 22, 1966 and to confirm, on behalf  
of my Government, the understanding  
reached between representatives of the  
two Governments to extend the said Agree-  
ment for a period of one year from January  
1 to December 31, 1967, notwithstanding  
the provisions of Article 7 of the said  
Agreement.

I shall be grateful if you will be good  
enough to confirm the foregoing on behalf  
of your Government.

I avail myself of this opportunity to  
renew to Your Excellency the assurances  
of my highest consideration.

(La Nota Española)

Madrid, 23 de Diciembre de 1966.

Excelentísimo Señor

スペイン  
側書簡  
書簡をもつて啓上したします。本大臣は、スペイン語の訳文  
が次のとおりである本日付けの閣下の書簡を受領したことを確  
認する光榮を有します。

が次のとおりである本日付けの閣下の書簡を受領したことを確  
認する光榮を有します。

Tengo la honra de acusar recibo de la carta de Vuestra Excelencia, de fecha de hoy, por la que ha tenido a bien comunicarme el texto que, traducido al español, dice como sigue:

(日本側書簡)  
" (La Nota Japonesa)"

本大臣は、前記のことに対する本国政府の同意を閣下に確認  
する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ひんに重ねて閣下に向  
かつて敬意を表します。

千九百六十六年十一月廿三日ニマリッテ

フ・ルナン・ム・ニ・カ・ス・テ・エ・ニ・ヤ

(Firmado) Fernando María Castiella

Tengo la honra de confirmar a Vuestra Excelencia el acuerdo de mi Gobierno sobre lo que antecede.

Aprovecho esta oportunidad, Señor Embajador, para expresar a Vuestra Excelencia las seguridades de mi alta consideración.

Excellentísimo Señor Morisaburo Seki  
Embajador Extraordinario y  
Plenipotenciario del Japón,  
Madrid.

日本国特命全権大使 関 守一郎閣下

（参考）

この取極は、スペインとの千九百六十六年の貿易協定の有効期間を千九百六十七年一月一日から一箇年延長するものである。